

第8章 環境保全施策

1 環境保全計画の事前協議

市は、環境への負荷低減及び公害の未然防止を図り、良好な生活環境を保全するため、工場・事業場を新設・増設する事業者から環境保全計画書の提出を求め、大気汚染や水質汚濁、騒音、振動等について、事前協議を行っている。

令和3年度は、34件の事前協議を実施した。

2 環境保全に関する協定

市は、生活環境を保全するため、事業活動に伴う環境負荷の低減に関する取組みを促進するとともに、地球温暖化対策など地球環境問題の解決に向けて、市内の事業者と協定を締結している。

令和3年度3月末日時点で、91社と協定を締結している。協定締結企業は資料編6-3に示す。

3 産業廃棄物処理施設等の事前協議

市は、産業廃棄物処理施設等の設置に係る事業計画について、事業計画の周知、事業者と関係住民との調整等必要な事項を定め、紛争の予防及び調整を図ることにより、良好な近隣関係の保持及び住環境の保全を目的とした事前協議を行っている。

令和3年度の事前協議は0件であった。